

海岸保全区域における掘削等について

津波、高潮その他海水等の変動による被害から海岸を防護し、国土を保全するため、海岸法の規定に基づき海岸にかかる一定の地域を**海岸保全区域**に指定しています。

海岸保全区域内(水陸境界線から メートル※)において一定の行為をしようとする場合には、知事の許可が必要です(海岸法第8条、海岸法施行令第2条)。

※陸上防潮堤にかかる海岸保全区域の範囲については、別途ご確認ください。

【 許可を要する制限行為 】

- 建物解体、**地盤調査**、構築物又は埋設物設置その他による地表から深さ1.5メートルを超える土地の掘削又は切土。ただし、**海岸保全施設(護岸構造物等)**から5メートル以内の場所については、深さにかかわらず許可が必要です。
- 載荷重が1平方メートルにつき10トンを超える盛土又は海岸保全施設以外の施設・工作物の新築・改築(当該海岸保全区域が港湾隣接地域と重複する場合は、港湾隣接地域の荷重についての規制が優先されます。)

～ 手 続 の 流 れ ～

1 事前協議(2～3ヵ月を目安としてください。)

- (1) まずは、**港湾局港湾経営部経営課指導担当**(電話03(5320)5551)まで、許可申請の要否を確認した上で、事前協議の予約をしてください。
- (2) 関係部所の担当とともに許可申請に向けた打合せを行っていきます。建物及び建物基礎杭と護岸構造物との間に必要な離隔の取り方、その他技術的な課題も含めて協議します。技術審査は、**港湾局港湾整備部技術管理課審査担当**が行います。

2 申 請(申請後許可まで1ヵ月を目安としてください。)

事前協議を踏まえた上で提出書類を整え、次により申請してください。

なお、提出された書類は返却いたしません。

申 請 先	東京港建設事務所高潮対策センター防災担当 所在地:江東区辰巳1-1-33 最寄駅:東京メトロ有楽町線辰巳駅 電 話:03(3521)3013
提出部数	正本1部、副本3部(計4部)
提出書類	① 申 請 書 所定の様式 ② 添 付 図 書 目次、概要・位置図、添付図面(平面図・立面図・断面図・杭伏図・基礎梁伏図)、護岸建物関連図、排水系統図、護岸の現況写真(撮影位置図)、工程表、山留計画図、構造計算書、その他

添付図面の標高は、A.P.表示で行ってください。(A.P.±0メートルは荒川河口における最低潮位を意味し、A. P.+2.10メートルは朔望平均満潮位で、水陸境界の基準水位になっています。)

3 許 可

申請書受理後、標準処理期間(20日間)で港湾経営部経営課指導担当から許可書を交付します。ただし、次に掲げる日数は、標準処理期間に算入しません。

- ① 東京都の休日に関する条例第1条に定める休日の日数
- ② 申請書又は添付書類の不備等により補正に要した日数

4 工事監督

許可後、**東京港建設事務所高潮対策センター維持保全担当**(所在地は申請先の防災担当と同じ。電話:03(3521)3026)の監督を受けて、工事を行ってください。許可前に申請内容の工事をすることはできません。

- (1) 工事開始前には、維持保全担当に**工事着手届**及び**施工計画書**(所定の様式)を提出してください。
- (2) 工事の内容によって、護岸の変位測定の許可条件が付される場合がありますが、測定方法については、工事監督員の指示に従ってください。
- (3) 工事内容又は工事期間等を変更する必要がある場合には、速やかに工事監督員に報告し、その指示に従ってください。
- (4) 工事が終了したら、速やかに維持保全担当に**工事完了届**(所定の様式)を提出し、完了検査を受けてください。

～ そ の 他 ～

- 海岸保全施設又はその敷地において、ガス管、ケーブル及び水道管、その他の地下埋設物等により占用しようとする者は、知事の許可を受ける必要があります(海岸法第7条)。
- 海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ設計・実施計画について知事の承認を受ける必要があります(海岸法第13条)。



東京都港湾局公式 HP より、規制内容や海岸保全区域の指定状況を確認いただけます。

URL <https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/faq/kisei/hozen/>

(問合せ先)

東京都港湾局港湾経営部経営課指導担当

所在地:新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第2本庁舎8階南

電 話:03(5320)5551